

介護保険とは

なぜ介護保険なの？

急速な高齢化とともに、介護の問題が老後の最大の不安となっています。

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者の増加、介護の長期化、重度化、別居世帯の増加などの状況の中で、家族だけで介護を行うことが非常に困難になってきています。

そこで介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスを提供するための制度として介護保険が誕生しました。

だれが加入するの？

40歳以上の人が入会することになります。

なお、65歳以上の人（1号被保険者）と65歳未満の人（2号被保険者）では下の表1のように、給付の対象者、保険料や保険料の支払方法が異なります。

介護サービスを受けるまでの手続き

介護保険に加入した人でサービスを受けたい人は、下の表2のように久万高原町役場に申請して、どれくらいの介護が必要なのか認定を受けなければなりません。要介護状態にある、または要支援状態にあると認定されなければ介護保険制度によるサービスは受けられないことになっています。

そしてサービスを利用する時には、介護支援専門員にサービス計画の作成を依頼（無料）し、その計画に合わせたサービスをサービス機関から受けることができます。（サービスの利用者負担は1割）

表 1

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給付の対象者	○ 寝たきり・認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常の生活動作について常に介護が必要な人 ○ 家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人	初老期認知症、脳血管疾患など、老化にともなう病気によって介護などが必要になった人
保険料	所得段階に応じて市町村ごとに設定	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	年金が一定額以上ある人は年金から天引きし、それ以外の方は市町村に個別に支払う	医療保険料と一括して支払う

表2 申請からサービス利用までのながれ

